

満額で80万4,200円（平成11年度）

この額は20歳から60歳になるまで40年間（加入可能年数）すべて保険料を納めた場合です。保険料を納めた期間が40年に満たない場合はその期間に応じて減額されることになり、次の計算式により計算されます。

$$804,200円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除とされた月数} \times \frac{1}{3}}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (月)}}$$

- ・繰り上げ請求するときは下記の制限を十分考慮しましょう。
- ・厚生年金や共済組合の加入期間のある人はこの計算式で全体の年金額を計算することはできません。

制 限

- ①特別支給の老齢厚生年金（60～64歳）は、全額支給停止されます。
- ②就職し厚生年金保険（共済組合）に加入した時は、全額支給停止されます。
- ③病気や怪我で障害者になった時に、障害基礎年金が支給されないことがあります。
- ④寡婦年金（国民年金）は支給されません。
- ⑤遺族厚生（共済）年金と老齢基礎年金は、65歳まではいずれかを選択し、遺族年金を選択した時は、支給停止されます。

Q3 国民年金をもらいはじめて一年目、もらっている人が気をつけることは何ですか？

A3 年金を生涯もらっていくためには手続きをしなければならないことがあります。

①現況届の提出

年金を引き続き受ける権利があるかどうかを確認するため、社会保険業務センターより誕生月に現況届を受給者の方々へ発送しています。

この現況届は、年金をもらいはじめて2年目の誕生月から毎年提出しなければなりません。

為太郎さんの場合はもってから1年目ということですから、来年の誕生月に初めて現況届が送られてきます。

誕生月の末日までに社会保険業務センターに届くように忘れずにポストに投函しましょう。

②住所や年金の振込先を変更するとき

引っ越しなどで住所が変わったら、「年金受給者住所・支払金融機関変更届」に必要事項を記入し、変更先の金融機関で証明を受けた後ポストへ投函してください。

このハガキは市役所や社会保険事務所に ご用意してあります。

なお、短期間での振込先の変更届を提出することは、年金振り込みを支障をきたし、支払日に受けられなくなることもなりかねないのでご注意ください。

③年金証書や通知書の保管

年金受給者の方には請求後一番最初に年金証書が送られてきます。

そこには基礎年金番号が記載されており、一人一人の大切な番号となっています。また、毎年6月になると年金支払通知書が、年金額に改定があった場合には年金額改定通知書がそれぞれ送られてきます。健康保険などの扶養認定に必要な場合もありますので大切に保管してください。



年金為太郎さん(66歳)



年金家のこれがホント国民年金！

ゆめありくんが3人の素朴な疑問にお答えします。

Q1

今や不景気でいつ職を失うかわからない時代。今までかけてきた厚生年金が20年あるけれど、もし無職となったなら年金はどうなるの？

A1

日本国内に住所のある20歳から60歳未満の人はすべて国民年金・厚生年金・共済年金のいずれかの年金制度に加入しなければなりません。

かけ夫さんの場合は、今まで20年間の厚生年金期間があり、現在40歳。年金をもらうためにはすべての年金制度の加入期間を合算して最低25年間の加入期間が必要です。

もし失業してしまったら、厚生年金から国民年金へ切り替える手続きをし、年金保険料を納めなくてはなりません。

少なくともあと5年は加入がないと年金をもらう権利さえ発生しないことになります。

そして、満額の年金額をもらうためには60歳になるまでの残りの20年間の納付が必要です。

ただし、40年という長い間、災害や病気、会社の倒産などで一時的に納付できない期間もでてくることでしょう。

そこで国民年金には2種類の保険料免除制度があります。

法定免除	①生活保護法による生活扶助を受けている方。 ②障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級・2級)の受給権者の方など。
申請免除	①所得の少ない方や病気やケガなどで経済的に困りの方。 ②保険料を納付することが困難な特別の理由のある方。 ③学生であり親元に扶養されている人で親元の収入が一定基準以下の人。

◇学生の保険料は親元世帯の各種控除後の所得が、学生就学状況（同居と別居、国公立と私立など）に応じて、定められた基準額を下回る場合は免除されます。

◇免除を受けた期間は年金額は通常の3分の1で計算されます。過去10年以内なら、さかのぼって納められます。その際、若干の加算が付きませんが、将来の年金額は普通に納付した扱いになります。

Q2

年金を掛け終えて一年になります。65歳になると年金がもらえると聞いたのですが、もっと早くもらう方法はないのですか？

A2

老齢基礎年金は原則として65歳から受給となりますが希望すれば65歳前に年金を受けられます。これを『繰り上げ支給』といいます。

また65歳以降に受給を延ばすこともできます。これを『繰り下げ支給』といいます。

請求する年齢によって下記のように年金額が定められた支給率によって減額されたり増額されたりします。その支給率は生涯変わりません。

	支給開始年齢	支 給 率
繰り下げ支給	66歳	112%
	67歳	126%
	68歳	143%
	69歳	164%
	70歳	188%

	支給開始年齢	支 給 率
繰り上げ支給	60歳	58%
	61歳	65%
	62歳	72%
	63歳	80%
	64歳	89%

なお、繰り上げ支給する場合は一定の制限があります。

次のページをご覧ください。



年金 かけ夫さん(40歳)



年金 松平さん(61歳)